

浄化槽の設置を推進しています

申し込み・問い合わせ 水処理課 浄化槽係 72・5667

近年、川・池・海などの汚染が深刻な問題となっています。これの大きな原因には、炊事・洗濯・風呂など、家庭から出る生活排水があります。きれいな水環境を取り戻すには、地域に生活している人、一人ひとりの問題に対する意識の高揚と協力が必要となります。

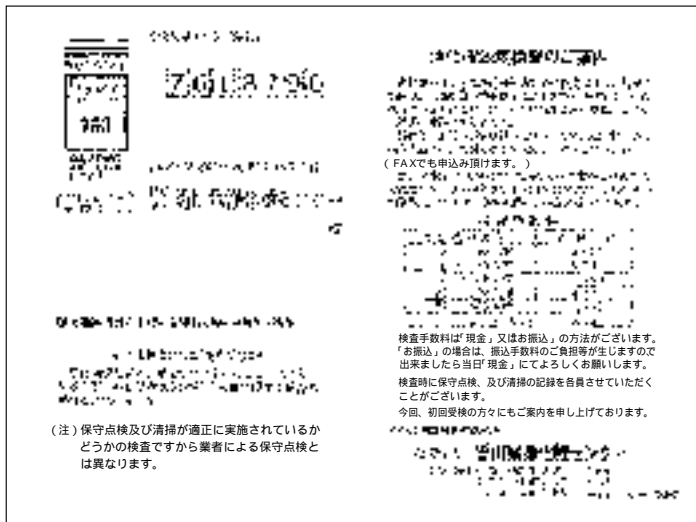
三豊市では、浄化槽設置整備事業、浄化槽整備推進事業に取り組み、浄化槽の設置を推進しています。家の新築・増改築等で、今年度中(平成19年3月末まで)に設置を予定されている方は、**平成18年11月30日(木)までに申し込み**していただきますようお願いいたします。なお、設置する地域により該当する事業(と)が異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

	浄化槽設置整備事業 (1)	浄化槽整備推進事業 (2)
設置者	個人	三豊市
設置費用	設置費用に対し、下記金額を補助します。 5人槽 400,000円 7人槽 500,000円 10人槽 600,000円	設置費用に対し、下記金額を負担していただきます。 5人槽 78,300円 7人槽 108,600円 10人槽 152,400円

- 1 個人で浄化槽を設置・維持管理し、市が設置費に対して補助する事業
- 2 市が浄化槽を設置・維持管理し、設置負担金と使用料を納めていただく事業

浄化槽法定検査(11条検査)の受検にご協力を!

問い合わせ 水処理課 72 5667
(社)香川県浄化槽センター 087 881 6600



生活排水をきれいにし、環境保全に大きな役割を果たしている浄化槽ですが、浄化槽を維持していくためには、設置後、保守点検・清掃・法定検査が必要です。

法定検査とは、毎年1回、知事が指定した指定検査機関(社)香川県浄化槽センターが水質検査などを行い、浄化槽が適性に維持管理され本来の浄化機能が十分に発揮されているかを確認する重要な検査です。

同センターから浄化槽を設置されているすべての人に法定検査の受検案内が郵送されます。

案内が届きましたら内容・趣旨をご理解いただき、申込書を返送して検査を受けてください。